

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可 に係る対応について

令和 8 年 2 月 2 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

(趣旨)

令和 7 年 1 2 月 1 2 日に、みなし熱供給事業者である株式会社北海道熱供給公社から経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）が行われ、令和 7 年 1 2 月 1 8 日に、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、認可に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への委員会としての回答について御審議いただきたい。

1. 経緯

令和 7 年 1 2 月 1 2 日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 4 7 号）附則第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、株式会社北海道熱供給公社から経済産業大臣に、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われた。

また、これを踏まえて、令和 7 年 1 2 月 1 8 日に、経済産業大臣から委員会に対して、当該変更認可に係る意見聴取があった。

(参考)

- ✓ 株式会社北海道熱供給公社の概要
 - ・設立：昭和 4 3 年 1 2 月
 - ・資本金：3, 0 2 5 百万円
 - ・従業員：1 0 7 名（令和 7 年 1 2 月 1 日現在 嘱託社員・派遣社員含む）

- ✓ 変更認可申請地区概要（札幌市光星地区）
 - ・供給開始：昭和 4 7 年 1 2 月（事業許可：昭和 4 9 年 5 月）
 - ・需要
 - 住宅用：1, 7 6 0 件（令和 7 年 1 1 月末時点）
 - 業務用：9 件（令和 7 年 1 1 月末時点）
 - ・供給熱媒体
 - 住宅用：高温水（暖房・給湯）
 - 業務用：高温水（温熱）
 - ・熱発生機器：ボイラー（都市ガス、灯油）

2. 委員会としての対応（案）

本申請について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」第 1（9）に基づき審査を行った結果、資料 4-1 のとおり、経済産業大臣に対し、査定方針を回答することとしたい。なお、経済産業大臣に回答する際には、その内容を公表することとする。

<参考>参考条文

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）（抄）

附 則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているとき認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 略

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一・二 略

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 略

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

○熱供給事業法（昭和47年法律第88号）（抄）

（苦情の申出）

第三十一条 熱供給事業者等の熱供給又は熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出（委員会に対するものにあつては、保安に関するものを除く。）をすることができる。

2 経済産業大臣及び委員会は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（抄）

第1 審査基準

(9) 改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとおりとする。

経 済 産 業 省

20251219電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可について（回答）

令和7年12月18日付け20251212資第16号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本件」という。）について、当委員会として、以下のとおり回答します。

記

本件に係る当委員会としての査定方針は、別添の「株式会社北海道熱供給公社からの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針について」のとおりです。

以上

株式会社北海道熱供給公社からの 指定旧供給区域熱供給規程の 変更認可申請に係る査定方針について (案)

令和8年2月2日(月)
電力・ガス取引監視等委員会

事務局提出資料

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 料金設定等

本資料の位置づけ

- 本資料は、みなし熱供給事業者である株式会社北海道熱供給公社が、2025年12月に、経済産業大臣に対して行った指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針である。

株式会社北海道熱供給公社の概要

設 立	昭和43年12月
資 本 金	3,025百万円
従 業 員	107名（令和7年11月末）

変更認可申請地区の概要 （札幌市光星地区）

供 給 開 始	昭和47年12月（事業許可：昭和49年5月）
需 要	住宅用：1,760件（令和7年11月末時点）
	業務用： 9件（令和7年11月末時点）
供給熱媒体	住宅用：高温水（暖房・給湯）
	業務用：高温水（温熱）
熱発生機器	ボイラー（都市ガス、灯油）

1. はじめに
- 2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ**
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

- みなし熱供給事業者は、**規制料金について**、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則に基づいて、**指定旧供給区域熱供給規程を定め**、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを**変更しようとするときも認可が必要**である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった指定旧供給区域熱供給規程が、以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - ② 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ③ みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る意見聴取

- 2025年12月12日に、改正法附則第52条第1項の規定に基づいて、株式会社北海道熱供給公社が、経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第58条第1項第3号の規定に基づき、2025年12月18日に、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して、本申請に係る意見聴取があった。

【参考】 参照条文

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号） 附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 （略）

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 （略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
- 3. 規制料金の改定申請の概要**
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

事業者の申請概要

- 本申請は、現行原価が認可された1989年から比較した**燃料費の高騰などを背景に行われたもの**であり、**申請の概要**は以下のとおり。

(単位：千円、単位未満は四捨五入)

項目	現行原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)	増減 (b / a)
役員給与	6,132	2,646	▲3,486	43.2%
給料手当	12,030	48,561	36,531	403.7%
退職金	626	1,617	991	258.3%
雑給	558	0	▲558	-
厚生費	2,094	8,717	6,623	416.3%
燃料費	89,413	190,224	100,811	212.7%
修繕費	13,613	6,898	▲6,715	50.7%
電力料	11,419	7,800	▲3,619	68.3%
水道料	528	285	▲243	54.0%
消耗品費	1,562	8,369	6,807	535.8%
賃借料	3,854	2,202	▲1,652	57.1%
委託作業費	51,099	3,837	▲47,262	7.5%
租税課金	4,740	6,557	1,817	138.3%
固定資産除却費	9,251	366	▲8,885	4.0%

項目	現行原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)	増減 (b / a)
貸倒償却	197	200	3	101.5%
雑費	4,183	5,453	1,270	130.4%
減価償却費	49,464	21,184	▲28,280	42.8%
営業費計	260,763	314,916	54,153	120.8%
事業報酬	31,536	9,693	▲21,843	30.7%
法人税等	0	3,928	3,928	-
原価総額(A)	292,299	328,537	36,238	112.4%
控除項目(B)	15,045	0	▲15,045	-
差引料金原価 (A) - (B)	277,254	328,537	51,283	118.5%

※1 現行原価の原価算定期間は1989年4月～1990年3月の単年度。

※2 申請原価の原価算定期間は2026年4月～2031年3月であり、数値は5か年の平均値。

1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
住宅用	暖房定額制※	• 専有面積：51.5㎡	12,978円	16,656円	+3,678円 (+28.3%)
	給湯 + 暖房定額制※	• 専有面積：51.5㎡ • 給湯使用量：2.6㎡/月	16,054円	20,591円	+4,537円 (+28.3%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※暖房期間は、毎年10月16日～翌年5月15日。上記は、暖房期間中の1か月当たりの料金。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要**
5. 査定方針の概要等
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の審査の概要

- 規制料金の改定申請の審査では、当該料金が、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（平成28年3月制定）に則って算定されていることを前提として、指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（平成28年3月制定）に照らして妥当なものか確認した。

【参考】 参照条文①

電気事業法等の一部を改正する等の法律（改正法）附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～7 （略）

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

（1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、2. に定めるところにより算定するものとする。

（2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

【参考】 参照条文②

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第52条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第52条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章1.の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第52条第2項第2号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第4第2表の熱料金総括表料金表（以下「料金表」という。）に記載しているか否かにつき、次章2.の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針の概要等**
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

査定方針の概要①

項目	査定の主な考え方
原価算定期間	<ul style="list-style-type: none"> 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を5年間と設定することは、費用平準化の観点を踏まえれば、合理的な範囲と考えられる。
需要想定	<ul style="list-style-type: none"> 需要想定について、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されなかった。
経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の見直しや外部委託業務の内製化などの経営効率化の取組を行っていることを確認した。
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較して、適正な水準である。 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準と比較して、適正な水準である。 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準と比較して、適正な水準である。
燃料費・電力料	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費について、都市ガスは、北海道地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。また、灯油について、石油製品価格調査における北海道地域の価格と同程度であり、適正な水準である。 電力料について、北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費について、料金算定要領に定められた方法に基づき算定されており、また、現行原価比で半減となっていることや、直近2年間の実績に基づいて算定された基準修繕費の水準を下回っていることから、妥当である。ただし、一部設備に係る取得時期の計上に誤りが確認されたことから、正しい取得時期に基づいて減額する。

査定方針の概要②

項目	査定の主な考え方
設備投資 (減価償却費・ 固定資産除却費)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>減価償却費</u>について、<u>熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ</u>織り込まれていることを確認した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、<u>定額法により適正に算定されていることを確認した。</u> • <u>固定資産除却費のうち除却損</u>について、案件ごとに除却対象設備の残存簿価を確認し、<u>申請原価に反映されていることを確認した。</u>
その他経費 (消耗品費等)	<ul style="list-style-type: none"> • 熱供給事業の運営にとって<u>厳に必要なもののみ</u>織り込まれていることを確認した。 • <u>熱の供給にとって優先度が低いもの</u>や、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが<u>社会通念上不適切なもの</u>(交際費、町内会への寄付金等) <u>が織り込まれていないことを確認した。</u>
事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> • <u>レートベース</u>について、熱供給事業の運営にとって<u>真に不可欠な設備のみ</u>が織り込まれていることを確認した。 • <u>事業報酬率</u>について、ガス事業における値(経済産業大臣告示)を用いており、<u>適正に算定されていることを確認した。</u>
法人税等	<ul style="list-style-type: none"> • 法人税等について、事業報酬額を基に算定しているが、当該事業報酬額に他人資本報酬額が含まれているところ、他人資本報酬額は借入金に対する支払利息に相当するものであることから、<u>法人税等の算定の基礎から、他人資本報酬額分を減額する。</u>
料金設定等 (レートメイク)	<ul style="list-style-type: none"> • 「<u>需要種別原価</u>」と「<u>需要種別の料金収入額</u>(消費税等相当額を除く)」が<u>一致するよう設定されていることを確認した。</u> • 基本料金や従量料金をもって、<u>使用量等に応じた料金が計算可能</u>であり、また、<u>全ての需要家に対して平等であることを確認した。</u>

事前相談開始時との比較

- 今回の料金改定申請に当たっては、申請者から事前相談を受け、その中でも検討を行った。
- ①事前相談開始時、②変更認可申請時、③査定後の総括原価を比較すると、下表のとおり。

(単位：千円)

項目	①事前相談開始時 総括原価	②変更認可申請時 総括原価	③査定後 総括原価	②－①	③－②	③－①
人件費	307,820	307,705	307,705	▲115	0	▲115
燃料費・電力料	1,013,055	990,120	990,120	▲22,935	0	▲22,935
修繕費	34,490	34,490	34,411	0	▲79	▲79
設備投資（減価償却費・ 固定資産除却費）	107,158	107,747	107,747	589	0	589
その他経費 （消耗品費等）	143,740	134,512	134,512	▲9,228	0	▲9,228
事業報酬	53,647	48,463	48,463	▲5,184	0	▲5,184
法人税等	0	19,639	15,593	19,639	▲4,046	15,593
原価総額	1,659,910	1,642,676	1,638,630	▲17,234	▲4,125	▲21,359

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

原価算定期間（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間の設定は合理的か。

【審査の結果】

- 今回申請では、原価算定期間を5年間（2026年4月～2031年3月）としている。その理由について事業者に確認したところ、計量法に基づき8年以内に更新する必要がある特定計量器（給湯メーター）の更新を予定（※2026年4月～2031年3月までに、光星地区に設置された7割超の給湯メーターの更新時期が到来）しているところ、更新時期の偏りによるコストの変動を平準化するため、5年間と設定したとの説明があった。
- 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間の単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を5年間と設定することは、料金に関する費用の平準化の観点を踏まえたものであるため、合理的な範囲と考えられる。

【参考】 参照条文

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第5条第2条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- (1) 総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、2. に定めるところにより算定するものとする。
- (2) 総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（抜粋）

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領（抜粋）

4. 原価算定期間

変更後の供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者に係る原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定**
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

需要想定概要

- 今回の料金改定申請における**需要家の状況**及び**年間販売熱量**は以下のとおり。
- 業務施設及び集合住宅の供給戸数及び年間販売熱量については、**直近実績値に基づき算定**されている。

項目	現行※ (A)	直近実績		申請（原価算定期間）						増減 (B/A)	
		2022年度～ 2024年度平均	2025年度 実績見込	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	5年平均 (B)		
需要家の 状況 (件数)	業務用ビル（温熱）	10	9	9	9	9	9	9	9	9	90%
	集合住宅（暖房）	1,776	1,787	1,763	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	98%
	集合住宅（給湯）	1,497	1,626	1,611	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	106%
	凍結防止等	11	173	200	200	200	200	200	200	200	1,818%
	合計	3,294	3,595	3,583	3,541	3,541	3,541	3,541	3,541	3,541	107%
年間販売 熱量 (GJ)	業務用ビル（温熱）	14,074	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	81%
	集合住宅（暖房）	63,423	65,117	64,241	63,440	63,440	63,440	63,440	63,440	63,440	100%
	集合住宅（給湯）	17,251	11,118	11,014	10,877	10,877	10,877	10,877	10,877	10,877	63%
	凍結防止等	251	1,351	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	622%
	合計	94,999	88,918	88,148	87,210	87,210	87,210	87,210	87,210	87,210	92%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行」：原価算定期間は1989年4月～1990年3月の単年度。

需要想定（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 需要種別の需要（集合住宅（暖房、給湯）、業務用（温熱））の想定に当たって、合理的でない根拠を用いていないか。

【審査の結果】

- 業務用の需要については、直近実績値及び見込み値の横ばいとなっている。
- 集合住宅の需要については、直近実績値及び見込み値をベースとして、供給エリア外にできる建物への転居が確定している戸数の減少を踏まえたものとなっている。
- 凍結防止等は、空室をそのままにしておくことと真冬に凍結してしまうため、空室の暖房をつけて部屋の気温を高めておく措置であり、直近見込み値の横ばいとなっている。
- 上記を踏まえ、需要想定について、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されなかった。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化**
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 控除項目
- 6-12. 料金設定等

経営効率化（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 申請事業者は、経営効率化の取組を行っているか。

【審査の結果】

- 以下のとおり、経営効率化の取組を行っていることを確認した。

▶ 人員体制の見直し

- 役員（役員報酬を受領している常勤役員）の削減（5名⇒3名 2名減少）
- 人員の削減及び業務の内製化
 - ・プラント管理（オペレーター）※（7名⇒4名 3名減少）
 - ・営業（事務部門）※（3名⇒1名 2名減少）

※ 1989年当時、これらの部門の業務は常駐する業務委託先の人員により運営され、現行原価には委託業務費として計上されていたが、現在、これらの部門の業務は内製化されており、申請原価では内製化による影響が人件費（給与手当、退職金、厚生費等）に反映されている。その結果、内製化にともなう従業員増による給与手当の増加を上回る委託作業費の削減が実現。

- なお、減価償却費などの固定費は、償却済資産の継続利用などの理由で減少している。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費**
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

人件費の概要①

- 人件費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- なお、人件費のうち、本社分（役員給与など）については、販売熱量で按分し、札幌市光星地区分のみ原価に計上している。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
役員給与	6,132	2,438	3,152	2,894	2,938	2,978	2,646	43.2%
給料手当	12,030	45,573	44,234	44,960	50,428	55,841	48,561	403.7%
退職金	626	3,611	2,050	1,639	2,686	2,407	1,617	258.3%
雑給	558	0	0	0	0	0	0	0%
厚生費	2,094	7,706	7,977	7,783	9,714	9,826	8,717	416.3%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

人件費の概要②

- 役員給与については、常勤役員3名分（本社）を、販売熱量で按分し、札幌市光星地区分のみ原価に計上している。なお、人員数は減少（5人→3人）している。
- 給料手当については、2025年度実績見込み値を基に算定されている。なお、現行原価よりも大きく増加しているところ、その理由を確認した結果、現行原価では委託作業費に計上していたプラント管理等の業務を内製化したためであり、妥当である。なお、内製化に伴う給料手当の増加を上回る委託作業費の削減を実現している。
- 退職金については、現行の退職給付制度に基づき、申請者が原価算定期間に発生すると見込んでいる退職給付費用を計上している。
- 雑給については、経費人員がゼロのため、計上されていない。
- 厚生費については、法定厚生費（健康保険料、厚生年金保険料など）と、一般厚生費（健康診断費、被服費など）が、2025年度実績見込み値に基づき算定されている。

関係法令における規定（人件費）

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定要領において、**実績値等を基に算定**することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

②～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬 (略)

(3) 控除項目 (略)

人件費（審査における論点）

【役員給与】

- 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較して適正な水準であるか。

【給料手当】

- 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）を基本に、電気業、ガス業及び水道業の平均値と比較して適正な水準であるか。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考とする。

【退職金】

- 人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）と比較して適正な水準であるか。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス業・水道業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当であるか。

人件費（審査の結果①）

【役員給与】

- **役員給与**について、国家公務員の指定職の給与水準の平均以下になっているところ、当該水準と比較して、**適正な水準**である。

【給料手当】

- **給料手当**について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、**適正な水準**である。

【参考（役員給与）】国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）

申請額 (1人当たり平均)	単純平均	指定職俸給表8号俸 (事務次官等)	指定職俸給表6号俸 (外局の長等)	指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等)
1,103万円	2,225万円	2,524万円	2,228万円	1,924万円

【参考（給料手当）】2024年「賃金構造基本統計調査」に基づく従業員1人当たりの年間給与水準

(単位：万円)

申請額	統計値※	全産業・正社員・ 100~999人	3公益業種平均（各事業者補正值）			
			電気	ガス	水道	平均
510	517	516.5	653	567	453	558

※ 2024年「賃金構造基本統計調査」では、業種・年齢層・学歴等に応じた年間給与水準が示されており、申請事業者をこの統計調査結果に当てはめた値

人件費（審査の結果②）

【退職金】

- **退職金**について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、**適正な水準**である。

【参考】原価算入した退職給付水準と人事院・中央労働委員会の調査における企業平均値との比較

原価算入した退職給付水準	(A) と (B) の平均値 (1人当たりのメルクマール)	(A)	(B)
		人事院調査 (R3fy) 【100人以上500人未満】	中央労働委員会調査 (R3fy) 【定年】
1,463万円	1,860万円	1,709万円	2,010万円

人件費（審査の結果③）

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であるところ、今回申請では、下限の50%で原価算入されており、妥当である。

【一般厚生費】

- 健康診断費、被服費などが原価算入されているところ、不合理なものは含まれておらず、妥当である。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料**
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

燃料費・電力料の概要

- **燃料費・電力料**の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- **燃料費**については、ボイラーの燃料となる**都市ガス及び灯油の購入費用**であり、直近実績単価※により算定されている。
 ※都市ガスは、変更認可申請の直近実績である2025年11月適用のガス料金単価（ ）に基づき算定
 ※灯油はタンク内に貯蔵しており、使用量により補充するため、移動平均法による原価法より単価を設定。
- **電力料**については、ボイラ・付属機器・循環ポンプ等の動力に必要な**電力の購入費用**であり、小売電気事業者との契約単価等に基づく直近実績単価※により算定されている。
 ※電気は、変更認可申請の直近実績である2025年11月適用の電気料金単価（ ※政府補助金含まない）に基づき算定

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
燃料費	89,413	109,891	146,319	234,977	176,050	190,829	190,224	212.7%
電力料	11,419	5,438	5,775	9,537	7,263	7,694	7,800	68.3%
計	100,832	115,329	152,094	244,514	183,313	198,523	198,024	196.4%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（燃料費・電力料）

- 燃料費・電力料については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費

燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

③～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬 (略)

(3) 控除項目 (略)

燃料費・電力料（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 燃料費、電力料について、ガス小売事業者、揮発油販売業者及び小売電気事業者からの相対購入価格が、他の事業者と比較して適正な水準であるか。

【審査の結果】

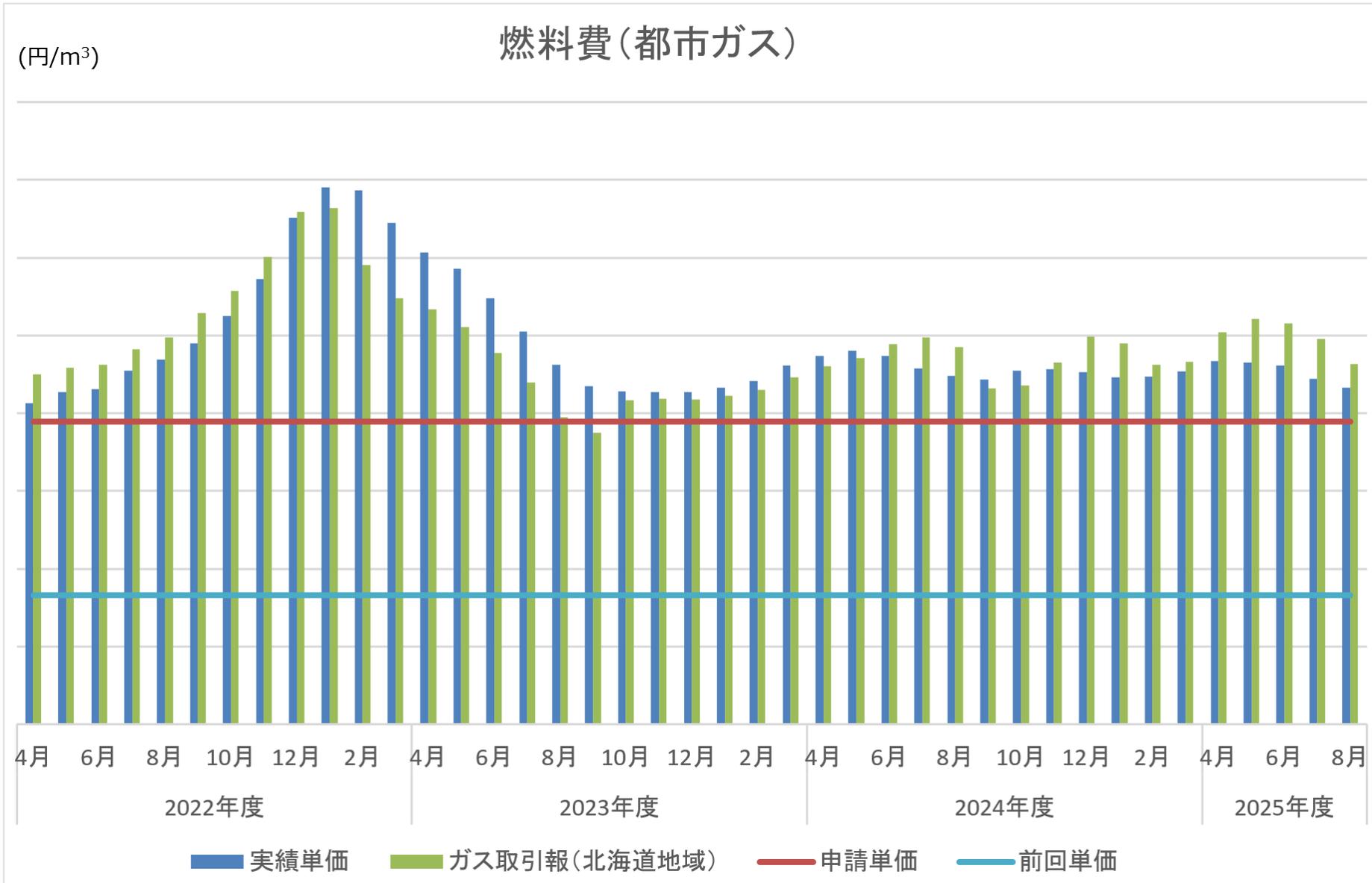
<燃料費>

- ガス取引報のデータを用いて分析したところ、都市ガスについて、北海道地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。また、灯油について、石油製品価格調査における北海道地域の価格と同程度であり、適正な水準である。

<電力料>

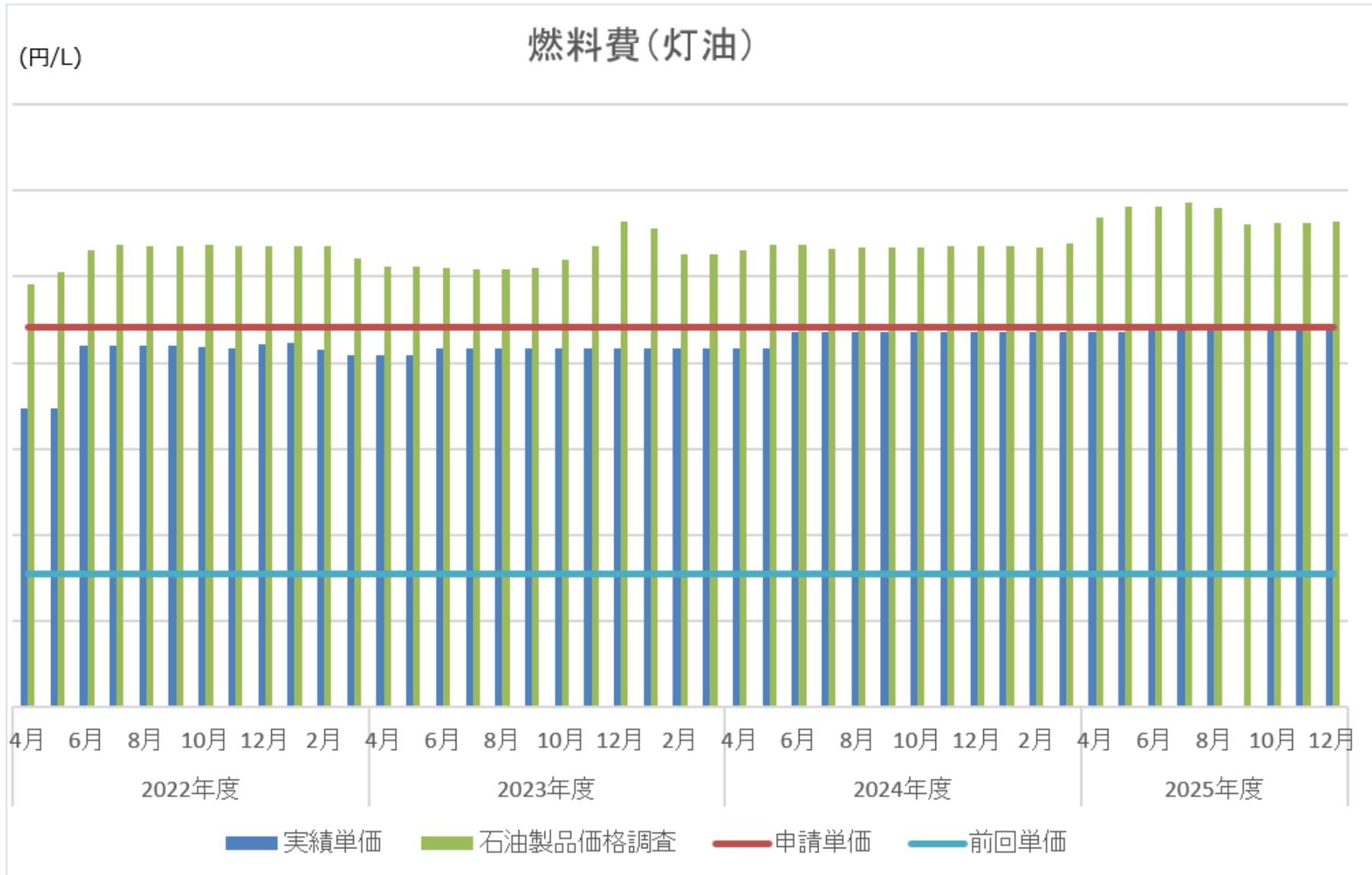
- 電力取引報のデータを用いて分析したところ、電力料について、北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。

【参考】燃料費（都市ガス）の料金水準の比較



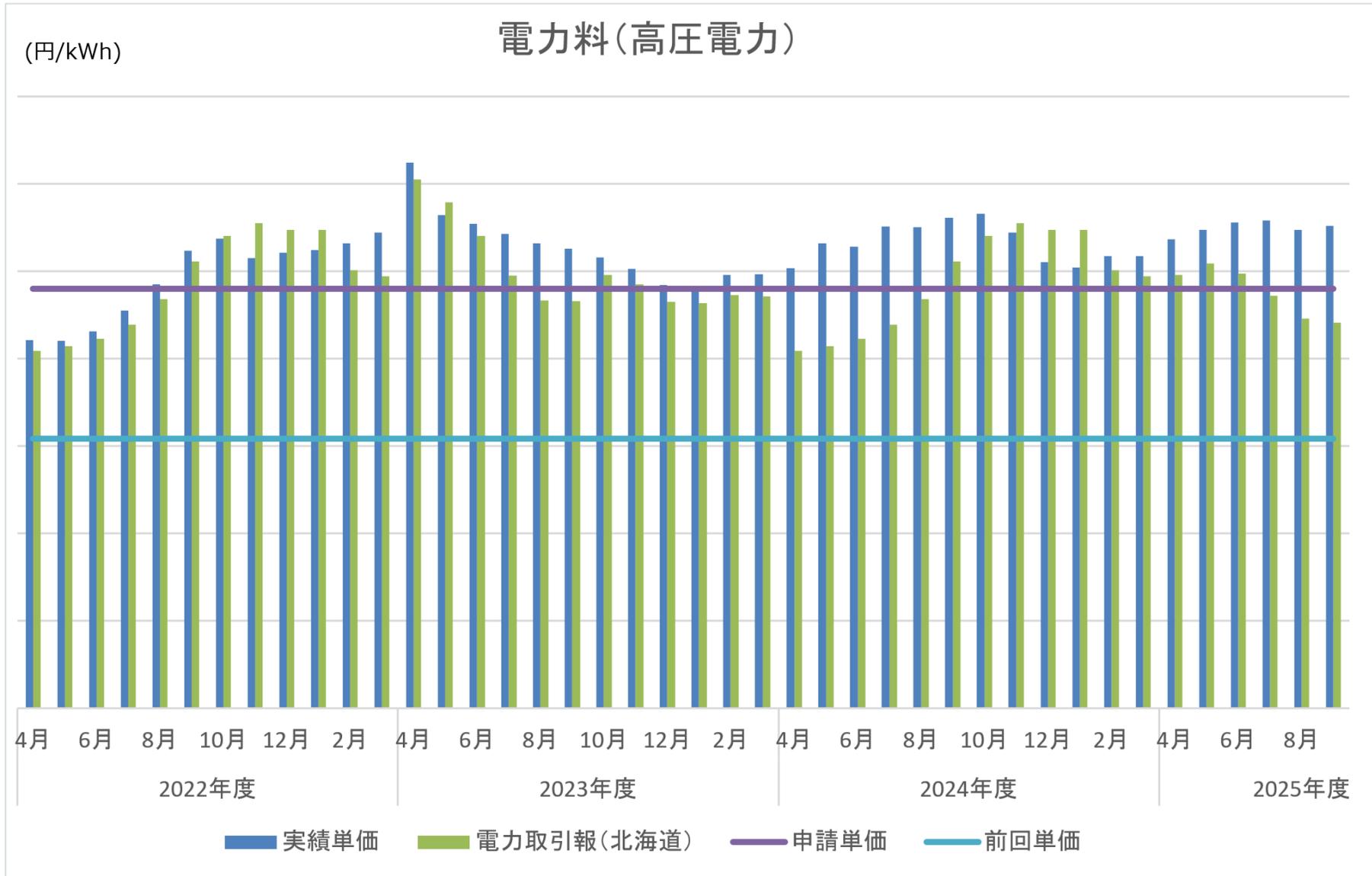
出典：事業者からの聞き取り及びガス取引報により、事務局で作成。
 ※単価には、消費税及び政府補助金を含まない。

【参考】燃料費（灯油）の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及び石油製品価格調査により、事務局で作成。
 ※単価には、消費税及び政府補助金を含まない。 ※2025年9月は灯油を使用していない。

【参考】 電力料の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及び電力取引報により、事務局で作成。
 ※単価には、消費税、再生可能エネルギー発電促進賦課金、政府補助金を含まない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費**
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

修繕費の概要

- 修繕費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 申請原価は、**料金算定要領に基づき算定**されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	原価算定期間					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度		
修繕費	13,613	7,368	7,369	6,927	6,563	6,263	6,898	50.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。算定要領における基準修繕費の考え方（原価算定期間の開始の直前2年間の実績費率を原価算定期間内の期首帳簿原価に乗じた値）による。
なお、直前2年間の実績費率は、算定要領に則り、「（経常修繕費：2024年度実績＋2025年度見込み）÷2024年度及び2025年度期首の帳簿原価の実績額合計」により算定される。

関係法令における規定（修繕費）①

- 修繕費については、料金算定要領において、算定方法が定められており、今回申請では、下記の「基準修繕費」の考え方に基づいて算定されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①・② 略

③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、**指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合には、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。**

A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

$$\text{原価算定期間の期首の帳簿原価} \times \frac{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額}}$$

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④～⑥ 略

関係法令における規定（修繕費）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

修繕費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費の見積額は適正か。

【審査の結果】

- 修繕費の金額は、料金算定要領に定められた方法に基づき算定されており、また、現行原価比で半減となっていることや、直近2年間の実績に基づいて算定された基準修繕費の水準を下回っている※ことから、妥当である。
 - 申請原価：6,898千円 ※申請者も基準修繕費の考え方に基づいて算定しているが、切り捨ての端数処理等が行われている
 - 現行原価：13,613千円 / 実績水準：6,920千円（基準修繕費の考え方による事務局試算）
- 他方、一部設備に係る取得時期の計上に誤りが確認されたことから、正しい取得時期に基づいて減額する。

【参考】基準修繕費の考え方に基づいて算定した水準

（出典）事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

（単位：千円）

項目	原価算定期間の開始の直前2年間の合計額			原価算定期間（平均）	
	期首帳簿原価 ①	修繕費 ②	修繕费率 ③=②/①	帳簿原価 ④	修繕費 ④×③
製造設備	461,796	10,379	2.25%	254,767	5,726
供給設備	154,881	2,357	1.52%	78,192	1,190
業務設備（熱量比8%相当）	1,270	16	1.26%	319	4
合計	617,947	12,752	2.06%	333,278	6,920

修繕費の査定

（出典）事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

（単位：千円）

	原価算定期間					申請原価
	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
修繕費（申請額）【P43再掲】	7,368	7,369	6,927	6,563	6,263	6,898
修繕費（査定後の額）	7,211	7,389	6,946	6,582	6,283	6,882

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。算定要領における基準修繕費の考え方による。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）**
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

設備投資の概要

- 設備投資の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 製造設備については、ガス遮断弁ガバナ・熱源水ポンプ・無停電電源装置の更新などが計画されている。
- 供給設備については、熱量計・料金システムの更新などが計画されている。
- 業務設備については、設備投資は予定されていない。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
製造設備	0	25,785	1,900	12,863	8,490	8,235	5,780	－
供給設備	187,500	22,081	2,908	2,414	9,963	4,329	2,924	1.6%
業務設備	0	367	47	74	0	0	0	－
合計	187,500	48,233	4,855	15,351	18,453	12,564	8,704	4.6%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

減価償却費の概要

- 減価償却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。なお、減価償却費のうち業務設備分については、熱供給地区数（2地区）で按分し、光星地区分のみ、原価に計上している。
- 減価償却費については、熱供給事業固定資産の取得価額に対し、**定額法により算定**されている。なお、製造設備に係る減価償却費の申請原価が直近実績よりも増加しているのは、2025年度にボイラー関連の設備投資が行われたためである。
- また、現行原価（原価算定期間：1989年度の単年度）に比して申請原価の減価償却費が少額となっているのは、法定耐用年数を超過しても使用している設備（例：導管）があるためである。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
製造設備	22,605	13,329	13,881	13,685	13,817	13,266	14,403	63.7%
供給設備	26,859	5,840	7,468	7,459	7,989	8,280	6,720	25.0%
業務設備	0	204	275	191	195	155	61	—
合計	49,464	19,373	21,624	21,335	22,001	21,701	21,184	42.8%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

固定資産除却費の概要

- 固定資産除却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 固定資産除却費については、**直流電源装置や無停電電源装置（UPS）、ガスガバナー等の除却対象設備の残存簿価を計上**している。
- バッテリーが内蔵されている無停電電源装置（UPS）や、日中稼働し続けているガスガバナーは、使用頻度が高いため、使用実態に即した更新を実施しており、それぞれ法定耐用年数17年に対して約10年での更新を行っている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
固定資産除却費	9,251	1,745	693	2,050	2,107	395	366	4.0%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（設備投資（減価償却費・固定資産除却費））

- 減価償却費及び固定資産除却費については、料金算定要領において、**熱供給事業固定資産の取得価額や過去実績等を基に算定**することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～③ 略

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）・（3）（略）

設備投資（審査における論点・審査の結果①）

【審査における論点】

- 設備投資について、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備であるか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法または定額法により適正に算定されているか。
- 固定資産除却費のうち除却費用について、除却に要する工事費等が適正か。また、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期等が適正か。

【審査の結果】

- 原価算定期間に更新・交換が予定されている製造設備及び供給設備について、現物を見るのが困難なもの（例：メーターなど件数が多いもの）を除き、主要なものについて現地に赴き現況確認を行った結果、取替工事の必要性について疑義を抱くものは無かった。

（続く）

設備投資（審査における論点・審査の結果②）

（続き）

- 減価償却費について、上記の設備投資に関する確認の結果、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、定額法により適正に算定されていることを確認した。
- 固定資産除却費のうち除却損について、案件ごとに除却対象設備の残存簿価を確認し、申請原価に反映されていることを確認した。
- 固定資産除却費について、向こう5年間で1,828千円しか原価計上されていないが、これは法定耐用年数17年に比して経済耐用年数が短い無停電電源装置等の入れ替えによるもので合理的であり、申請原価に適正に反映されていることを確認した。なお、入れ替え時に多額の費用が発生する導管に関しては、電気防蝕装置の効果等により特段の問題は発生しておらず、償却済資産を継続使用していることから、減価償却費及び固定資産除却費は少額に抑制されている。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費**
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要①

- その他経費（消耗品費や委託作業費などの費目をまとめた総称）の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- なお、消耗品費、賃借料、租税課金、雑費のうち本社分については、販売熱量で按分し、札幌市光星地区分のみ原価に計上している。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
水道料	528	277	282	286	297	438	285	53.9%
消耗品費	1,562	7,196	2,041	8,902	9,677	4,804	8,369	535.8%
賃借料	3,854	2,462	2,730	2,742	2,745	2,585	2,202	57.1%
委託作業費	51,099	904	980	5,275	4,613	7,138	3,837	7.5%
租税課金	4,740	6,110	6,513	6,693	6,837	6,813	6,557	138.3%
貸倒償却費	197	0	198	161	144	0	200	101.5%
雑費	4,183	3,159	3,715	4,611	4,957	4,670	5,453	130.4%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（その他経費）

- その他経費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

その他経費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれているか。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が織り込まれていないか。

【審査の結果】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認した。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、町内会への寄付金等）が織り込まれていないことを確認した。
- 消耗品費について、現行原価よりも大きく増加しているところ、その理由を確認した結果、現行原価では織り込まれていない給湯メーターの購入・取替費用が織り込まれているものであり、妥当である。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬**
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

事業報酬の概要

- 事業報酬については、「レートベースに事業報酬率を乗じて算定した額」又は「借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額」により算定される。
- 今回申請では、事業報酬に関し、「レートベースにガス事業における事業報酬率を乗じて算定した額」が用いられている。
- 事業報酬の概要は以下のとおり。

(単位：千円)

		現行原価 (A)	原価算定期間					申請原価 (B)	増減 (B/A)
			2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度		
レートベース	固定資産帳簿価格	－	357,862	335,923	317,492	302,056	283,616	319,390	－
	建設中の資産	－	0	0	0	0	0	0	－
	繰延資産	－	0	0	0	0	0	0	－
	運転資本	－	37,273	36,598	36,435	37,243	37,373	36,984	－
	合計	－	395,135	372,521	353,927	339,299	320,989	356,374	－
事業報酬率		－	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	－	－
事業報酬		31,536	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	9,693	30.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。金利積み上げ方式を選択。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（事業報酬）①

- 事業報酬については、料金算定要領において、算定方法が示されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（1）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

関係法令における規定（事業報酬）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

I. 運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1. 5 月分

b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1. 5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 略

(3) 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等（略）

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき、事業者が、**熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。**

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目（略）

事業報酬率の算定方法

- 事業報酬率については、料金算定要領において、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とされているところ、今回申請においては、ガス事業における事業報酬率（2.72%）を用いて算定されている。

【参考】旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和6年経済産業省告示第100号）

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成28年度～令和4年度平均
全産業自己資本利益率	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	
公社債利回り実績値	0.03	0.13	0.13	-0.01	0.05	0.07	0.44	
自己資本報酬率適用率 (β値：0.6)	5.88	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	6.16 (A)

(事業者の経営状況を反映するための年限 7年)

②他人資本報酬率

(参考) 事業報酬率 ((A) × 35% + (B) × 65%)

平均実績有利子負債利率 (B)	0.77
平均実績有利子負債利率 (B) (格付格差 (0.11%) 補正後)	0.87

需要家数30万戸以上の事業者	2.66
需要家数30万戸未満の事業者	2.72

事業報酬（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- レートベースについては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。
- 事業報酬率については、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか。

【審査の結果】

- レートベースについて、設備投資に関する確認の結果も踏まえ、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認した。
- 事業報酬率について、前述のとおり、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、適正に算定されている。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等**
- 6-11. 料金設定等

法人税等の概要

- 法人税等の申請原価は以下のとおり。
- 法人税等については、事業報酬に基づき、実効税率を用いて算定されている。

【算定方法】

$$\text{法人税等} = \{ \text{事業報酬} \div (1 - \text{実効税率}) \} \times \text{実効税率}$$

(単位：千円)

	現行原価	原価算定期間					申請原価
		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
事業報酬 (A)	31,536	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	—
実効税率 (B)	—	28.84%					—
(C) = (A) ÷ (1 - (B))	—	15,102	14,238	13,527	12,967	12,268	—
法人税等 (C) × (B)	—	4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	3,928

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989年度）の単年度の値。なお、法人税等は現行原価では申請していない。

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5年平均値。

関係法令における規定（法人税等）

- 法人税等については、料金算定要領において、関係法令の定めるところにより算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）

法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

法人税等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 関係法令に基づいて、適正に算定されているか。

【審査の結果】

- 法人税等について、他人資本報酬額を含む事業報酬額を基に算定しているが、他人資本報酬額は借入金に対する支払利息に相当するものであるから、**法人税等の算定の基礎から他人資本報酬額分を減額**する。

（単位：千円）

	原価算定期間					申請原価
	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
事業報酬 (A) 【P65再掲】	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	—
事業報酬 (A') (他人資本控除後)	8,534	8,046	7,644	7,328	6,933	—
実効税率 (B)	28.84%					—
(C') = (A') ÷ (1 - (B))	11,992	11,306	10,741	10,297	9,742	—
法人税等 (査定後の額) (C') × (B)	3,458	3,260	3,097	2,969	2,809	3,119
法人税等 (申請額) 【P65再掲】	4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	3,928
査定額	897	846	804	770	729	809

※「申請原価」：原価算定期間（2026～2030年度）の5か年平均値。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要等

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等**

料金設定（レートメイク）の概要

- 現行料金と改定料金との比較は以下のとおり。

(単位：円(税込))

契約種別		金額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)
		改定料金 (A)	現行料金 (B)		
住宅用 料金	暖房定額制料金 (円/m2、暖房期間※)	2,264	1,764	500	128.3%
	暖房従量制基本料金 (円/MJ/H、月)	-	253.57	-	-
	暖房従量制従量料金 (円/MJ)	-	1.663	-	-
	給湯基本料金 (円/月)	1,867	1,448.7	418.3	128.9%
	給湯従量料金 (円/100L)	79.54	62.645	16.895	127.0%
業務用 料金	温熱基本料金 (円/MJ/H、月)	377.3	294.0410	83.259	128.3%
	温熱従量料金 (円/MJ)	2.211	1.74680	0.4642	126.6%
凍結防止等料金 (空室住居 1 戸、月)		18,000.4	14,315.40	3,685	125.7%

出典：認可申請書に基づき、事務局で作成。

※ 暖房期間：10月16日～翌年5月15日

【再掲】 1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
住宅用	暖房定額制※	<ul style="list-style-type: none"> • 専有面積：51.5㎡ 	12,978円	16,656円	+3,678円 (+28.3%)
	給湯 +暖房定額制※	<ul style="list-style-type: none"> • 専有面積：51.5㎡ • 給湯使用量：2.6㎡/月 	16,054円	20,591円	+4,537円 (+28.3%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※暖房期間は、毎年10月16日～翌年5月15日。上記は、暖房期間中の1か月当たりの料金。

関係法令における規定（料金設定等）

- 料金設定等については、料金算定要領及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第3章 料金の算定

2. 料金の決定等

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された**需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定**するものとする。
- (2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。
 - (3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2. に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「**料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること**」については、**あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査**するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「**特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと**」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて**一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査**するものとする。

料金設定等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか。また、全ての需要家に対して平等であるか。

【審査の結果】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するよう設定されていることを確認した。
- 基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であり、また、全ての需要家に対して平等であることを確認した。
- 住宅用暖房従量制料金については、今回廃止となっているが、利用実績がないため廃止される棟別従量制料金に関わる料金設定であることから、廃止することは妥当である。

供給条件の変更（料金設定以外の変更）

- 今回の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請において、**料金設定以外の供給条件も変更が行われている。**
- 具体的な変更内容は、以下のとおりであり、**全ての需要家に対して平等に適用されるもの**である。
 - 棟別従量制料金の廃止に関する事項
 - 前納割引制度の廃止に関する事項
 - 守秘義務、反社会的勢力排除、裁判管轄、準拠法に関する事項

【参考】指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表①（抜粋）

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程								
<p>7. 使用の申込み (1) お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。 また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。 (2) 当社は、お客さまの申出により契約容量その他について協議、決定します。</p>	<p>7. 使用の申込み (1) お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。 また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。 (2) 当社は、お客さまの申出により契約容量その他について協議、決定し、集合住宅について1お客さま建物単位で申込みを受ける場合があります。</p>								
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>39. 前納割引 定額料金を前納される場合は、所定の割引をいたします。 なお、割引率については次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1416 1268 2275 1382"> <thead> <tr> <th>前納月数（か月分）</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8～12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引率（％）</td> <td>3</td> <td>3.5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	前納月数（か月分）	6	7	8～12	割引率（％）	3	3.5	4
前納月数（か月分）	6	7	8～12						
割引率（％）	3	3.5	4						

【参考】指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表②（抜粋）

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程
<p><u>39.守秘義務</u> (1) お客さまおよび当社は、熱供給契約の締結により相手方から得た情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運営上特に必要な場合は、裁判所からの命令、その他法令により開示しなければならない場合はこの限りではありません。 (2) お客さまおよび当社は、それぞれの役員および従業員に対し、その在職中および退職後においても、本営業秘密について、守秘義務を遵守することを義務付けることとします。 (3) 本項の規定は熱供給契約終了後も同様とします。</p> <p><u>40.反社会的勢力排除条項</u> (1) お客さまおよび当社は、自らまたは自らの代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。 ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき ⑥ 自らまたは第三者を利用して、関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき (2) お客さまおよび当社は、(1)の規定により契約を解除した場合、解除されたものは、解除による損害が生じてもその相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。</p> <p><u>41.裁判管轄条項</u> この規程に関して、裁判上の紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p><u>42.準拠法条</u> この規程に関する準拠法は、日本法とします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(附則)</u> 2. 前納割引に関する経過措置 前項の規定にかかわらず、2025年度に暖房定額制料金を前納されたお客さまは、2026年5月16日からこの規程の暖房定額制料金を適用します。</p>	<p>(新設)</p>

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果

- 今回の料金改定申請について、改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえて確認した結果は、以下のとおり。

改正法附則第52条第2項及び料金審査要領	確認結果
<p>[附則]第2号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。 <p>[料金審査要領]第1章3. 「料金の額の算出方法」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用及び業務用の熱料金は、定額や定率をもって定められている。また、あらかじめ明確に定められている単価や計算式をもって定められていることから、使用量等に応じた料金が計算可能である。
<p>[附則]第3号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社及び需要家の責任に関する事項※並びに熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている。 ※責任に関する事項とは、みなし熱供給事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関すること。
<p>[附則]第4号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 <p>[料金審査要領]第2章3. 「不当な差別的取扱い」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金算定要領に則って、熱の使用形態、熱の使用期間等による差異を勘案して契約種別ごとの料金が設定されている。また、今回の値上げ申請等による変動分は、基本的に、燃料費の高騰による変動分を使用量に応じて一律に上乘せしていることから、契約種別ごとの料金率の設定が不平等であるとまでは言えない。 ➤ 料金以外の供給条件等の変更内容も、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、不平等であるとまでは言えない。